

アルコール健康障害対策基本法成立！

12月7日、臨時国会参議院本会議において、標記基本法が可決されました。

全断連結成以来の念願が遂に成就したことになります。

昭和38年11月10日、結成記念大会の共同宣言から数えて50年、アルコール問題議員懇談会の発足から26年、今回の基本法制定推進活動開始から3年余、漸くアルコール依存症等関連問題の包括的解決への道筋が開けました。

ここに至るまで、アルコール問題議員連盟支援作戦の展開等、ご協力いただいた各断酒会・連合会の皆さまには、厚く御礼申し上げます。

さて、これからが本番です！

基本法の果実を真に断酒会のものにするには、これから幾つものハードルを一致団結して越えていかなければなりません。

各地域ともハードルを越えるための組織的体力を準備しましょう。

(今後の見通し)

1. 基本法は6か月以内に施行されます。
2. 施行から2年以内に「アルコール健康障害対策基本計画」が内閣府で策定されます。
3. 基本計画には、基本法第3章に定める「基本的施策」が具体的に盛り込まれます。
4. 基本計画策定にあたっては、「アルコール健康障害対策関係者会議」の意見を聴取することが定められています。
5. 「アルコール健康障害対策関係者会議」は、アルコール健康障害に係わる専門家、関係者、当事者及び家族により構成されます。
6. 都道府県は、内閣府による「アルコール健康障害対策基本計画」に基づき、地域の実情に沿った「都道府県アルコール健康障害対策基本計画」を策定することになります。都道府県でも「アルコール健康障害対策関係者会議」が設置されるでしょう。
7. 11月10日～16日が「アルコール関連問題啓発週間」になります。断酒宣言の日記念全国キャンペーンに大きな励みとなります。